

障害者支援施設の大規模災害時における避難先の確保と施設再建・移転にかかる公的支援を求める意見書

下記の意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（防災）宛てに送付しました。

令和元年10月12日に川越市を襲った台風第19号は、川越市をはじめ周辺地域において堤防決壊や越水により未曾有の甚大な被害をもたらした。特に川越市においては寺尾地域の内水被害が、平成29年の台風第21号に続いて発生、市内の住家のみでも455件と大変大きな浸水被害となった。併せて今回の台風第19号では、予想できなかった越辺川の堤防決壊という重大な事態が発生することとなった。

この堤防決壊により周辺に施設を構えていた介護老人福祉施設、軽費老人ホームに加えて、障害者支援施設および関連の共同生活援助施設などが浸水の被害に遭遇し、現在も再建のめどが立たない状況の中、一時受け入れ先または避難所および保護者宅等に身を寄せている状況である。

特に、自閉症等の障害者施設に入居していた方々に関しては、障害の適応性の関係もあり、個別避難や分散避難などの一過性の対策は好ましい措置とはいえず、集団で避難できるような施設が求められるところである。

また、一時的に保護者の居宅に避難されている場合においても、保護者の高齢化などの諸条件の変化により、居宅での長期保護は困難な状況となっている。

特に近年の災害の発生状況や災害規模の増大化により、本市を含め同様の障害者施設を開設している全国の自治体においては、施設運営者から災害時の対応の構築が不可欠であると要望されるものと痛感している。

よって、本市議会は、左記のとおり、国に対し、障害者施設の入居者が集団で避難できる福祉避難所の確

保と、被災された障害者施設の入居者が一日も早く元の施設に帰ることができるよう、または、水害などの災害を回避でき、障害に支障のない、新たな施設に速やかに移転できるよう、災害に備え予算化を含めた法整備と対応策の構築を図ることを強く求める。

記

- 1、障害者支援施設に避難準備・高齢者等避難開始が発令された際は、福祉避難所を通常の福祉避難所とは別に確保すること。
- 2、既存の障害者支援施設が災害により当面使用が困難になった場合には、国は速やかに代替施設の確保に向けて対策を講じること。
- 3、被災した障害者支援施設の再建に向けて、国は財政的な支援を特別に講じること。
- 4、被災した障害者支援施設に対し、国は必要に応じて、速やかに地元自治体と協議の下、代替用地の確保に向けて対策を講じること。
- 5、被災した障害者支援施設に入居していた者が一時的に保護者の元で生活する事態が生じた場合、
 - (1)保護者の生活状況を十分把握すること。
 - (2)障害者施設管理者に支払うべき支援費の支給は継続し、障害者が速やかに施設に戻る状態を確保すること。
 - (3)障害者が安心して日常生活を営めるよう地元自治体を支援すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日

川越市議会

議会のミニ知識

議会運営委員会とは？

議会運営委員会とは、議会を円滑に進めるため、議会の運営に関するさまざまなことを協議することを目的に設置されています。

具体的には、本会議の会期や議事の日程、順序、議案等の審査方法、本会議の進行などを協議し、決定します。現在行っているインターネット中継や傍聴における手話通訳者の派遣を決定したのも議会運営委員会です。

また、現在、令和3年度に実施が予定されている議場の改修に向けた導入機能や設備の検討、議会改革についての協議を行っています。

委員の定数は10人、任期は議員の任期と定めています。

○委員の構成

委員長	桐野 忠	副委員長	中原 秀文
委員	村山 博紀	委員	明ヶ戸亮太
委員	栗原 瑞治	委員	吉敷賢一郎
委員	今野 英子	委員	柿田 有一
委員	中村 文明	委員	高橋 剛



現在の議会運営委員